

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

(2021.4.1～)

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					介護予防訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間	基本単位	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		要介護	要支援
		(1割)	(2割)	(3割)			(1割)	(2割)	(3割)				
訪問看護 I-1・時間内	3,480円	348円	696円	1,044円	313	3,358円	335円	671円	1,007円	302	1回につき 20分未満	313単位	302単位
訪問看護 I-2・時間内	5,226円	522円	1,045円	1,567円	470	5,004円	500円	1,000円	1,501円	450	1回につき 30分未満	470単位	450単位
訪問看護 I-3・時間内	9,129円	912円	1,825円	2,738円	821	8,807円	880円	1,761円	2,642円	792	1回につき 30分以上1時間未満	821単位	792単位
訪問看護 I-4・時間内	12,510円	1,251円	2,502円	3,753円	1,125	12,087円	1,208円	2,417円	3,626円	1,087	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,125単位	1,087単位
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	3,258円	325円	651円	977円	293	3,146円	314円	629円	943円	283	リハビリ 20分	293単位	283単位
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	6,516円	651円	1,303円	1,954円	586	6,293円	629円	1,258円	1,887円	566	リハビリ 要介護：293単位×2 1回40分 要支援：283単位×2		
◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	8,807円	880円	1,761円	2,642円	792	4,737円	473円	947円	1,421円	426	リハビリ 要介護：264単位×3 1回60分 要支援：142単位×3	264単位	142単位
★特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	500	5,560円	556円	1,112円	1,668円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること		
★特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2,780円	278円	556円	834円	250	2,780円	278円	556円	834円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること		
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,824円	283円	565円	848円	254	2,824円	283円	565円	848円	1回につき看護師等と①看護師等または②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要		
	30分以上	4,470円	447円	894円	1,341円	402	4,470円	447円	894円	1,341円			
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,235円	224円	447円	671円	201	2,235円	224円	447円	671円			
	30分以上	3,525円	353円	705円	1,058円	317	3,525円	353円	705円	1,058円			
★長時間訪問看護加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	3,336円	334円	668円	1,001円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定		
初回加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	3,336円	334円	668円	1,001円	300	新規に訪問看護を提供した場合に算定		
退院時共同指導加算	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定		
緊急時訪問看護加算	6,382円	639円	1,277円	1,915円	574	6,382円	639円	1,277円	1,915円	574	1か月につき1回算定		
★ターミナルケア加算	22,240円	2,224円	4,448円	6,672円	2,000						死亡月につき1回算定(※要介護のみ)		

★…緊急時訪問看護加算(24時間対応の体制が整っている)を届出している訪問看護ステーションが算定可能となります

◆…療法師(PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。

(注意)緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

その他加算に関して	
夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます。
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

【2級地】